

ふくやま市議会だより表紙写真・絵画・イラスト公募要領

1 目的

市民の議会への関心をより高めるため、ふくやま市議会だより（以下「市議会だより」という。）の表紙に掲載する写真、絵画、イラスト（以下「作品」という。）を公募する。

2 募集内容

福山市の魅力を発信できるもので、四季折々の行事、風景、まちなみ、自然など市議会だよりの3月、6月、9月、12月の各定例会号の表紙にふさわしい作品

3 募集方法

市議会だより等で募集する。

4 応募資格

不問とする。

5 応募要件

- (1) 1号につき2作品まで応募できるものとする。なお、写真と絵画・イラストでそれぞれ2作品まで同時に応募することができる。
- (2) 作品は応募者本人が撮影し、又は作成した未発表、オリジナルのものとする。
- (3) 応募者は、作品については無償で福山市議会が使用することをあらかじめ許諾するものとし、また、作品を修正、改変、複製をすること、トリミング処理等を行うことを認めるものとする。
- (4) 応募者は、提出した作品が、第三者の肖像権及び著作権等の知的財産権を侵害していないことを保証し、それらの権利を侵害しているとして紛争になった場合には応募者の責任において対応するものとする。
- (5) 写真にあつては、次の要件を全て満たすものとする。
 - ア 福山市内において、縦型に撮影したもので、組み写真、合成写真など加工したものでないこと
 - イ カラープリント（2Lサイズ）又は電子データをCD-R等の外部記録媒体で提供できるもの（電子データはJPEG形式、600万画素以上。Eメールの場合はデータのサイズが7MB未満）であること
 - ウ 被写体が人物又は個人の所有物である場合、本人（未成年者である場合はその保護者）又は所有者等の承諾を得たものであること。ただし、イベント等の写真で個人特定性が低いと判断されるものについては、この限りでない。
- (6) 絵画及びイラストにあつては、次の要件を満たすものとする。
 - ア 縦型で、はがきサイズ以上A3サイズ以下の大きさであること
- (7) 過去の応募作品のうちから採用する可能性があるため、作品については応募後1年までの間、他媒体での発表を行わないこと
- (8) 応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (9) 応募作品は、原則として返却しないものとする。ただし、応募者が希望する場合は

返却を行い、その費用は応募者が負担するものとする。

6 応募締切

公募は通年で行うものとし、各号ごとの応募締切の時期は次のとおりとする。なお、応募のない場合や該当作品のない場合は、過去の応募作品から採用する場合がある。

- (1) 3月定例会号（5月1日発行予定） 2月25日頃
- (2) 6月定例会号（8月1日発行予定） 5月25日頃
- (3) 9月定例会号（11月1日発行予定） 8月25日頃
- (4) 12月定例会号（2月1日発行予定） 11月25日頃

7 応募方法

電子メール等に必要事項（応募者の氏名・住所・電話番号・タイトル・作品の説明（任意）、撮影年月（写真の場合のみ必要）・撮影場所（写真の場合のみ必要））を記入し、直接持込、郵送又はEメール等で応募する。

8 審査等

応募作品については、ふくやま市議会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）において審査し、市議会だよりの表紙としてふさわしいものを選定する。採用決定の場合は掲載前に応募者に通知するものとする。なお、審査に関する問合せには応じない。

9 掲載

- (1) 選定された作品については市内の各世帯等へ配付、市議会ホームページ等に掲載する市議会だよりの表紙に採用する。なお、採用作品は、市議会だよりの表紙以外の記事に使用する場合がある。
- (2) 採用作品については、掲載の際、応募者の住所（市外の者にあつては市区町村名。市内の者にあつては、町名のみ）、氏名、タイトル、撮影場所（写真の場合）を記載する。ただし、応募者において記載を希望しない場合は、この限りでない。また、編集委員会が作成した説明文を記載することができる。

10 留意事項

- (1) 作品の著作権は、本人に帰属する。
- (2) 応募者の個人情報、作品の審査及び掲載に関することのみを使用する。

11 問合せ先

福山市議会事務局議事調査課

住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1136

メールアドレス：giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp